

令和6年第2回会津若松市  
農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年2月21日（水）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 19名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼 (遅参)	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 0名


欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	入江 俊一郎				

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和6年第2回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてであります。 署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員15番 星 俊典 委員、農業委員16番 渡邊 直也 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>次に、本日の議事について申し上げます。 議事については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。</p> <p>それでは議事に入ります。 始めに、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>2ページをお開きください。 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>川南班担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員16番) 高橋 一美 委員</p>	<p>議案第5号の1番について、推進委員16番 高橋 一美より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、令和元年12月の総会において、農地中間管理機構の特例事業を活用した4年間の分割払いによるの所有権の移転を許可しており、令和5年12月に農地代金が完済されたことにより、福島県農業振興公社から当事者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、2月16日午前9時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員15番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内班担当委員より2番から3番について説明願います。</p> <p>議案第5号の2番から3番について、農業委員15番 星 俊典より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これら案件につきましては、交換により農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、2月16日午後1時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可する</p>

農業委員会事務局	<p>ものと決せられました。 次に、議案第6号 農地の公売に係る買受適格証明について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページ及び本日お配りした「令和6年第2回総会議案に係る補足説明資料」をご覧ください。 議案第6号 農地の公売に係る買受適格証明について であります。 この案件は、公売となる農地への入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることの証明を求められることから、届出人について、農地の買受者として適格であるかをご審議いただくものです。 説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、提出案件について、担当委員の調査報告を求めます。 日橋班担当委員より1番について説明願います。</p>
(農業委員8番) 二瓶 正貴 委員	<p>議案第6号の1番について、農業委員8番 二瓶 正貴より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、公売物件の買受に伴う「農地の買受者としての適格の有無」を証明するものです。 調査月日は、2月17日午前10時より、担当委員3名が申請書記載内容について調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。議案第6号 農地の公売に係る買受適格証明については、願出人を適格者と認め、買受適格証明書を交付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第6号については、買受適格証明書を交付することと決せられました。</p>
会 長	<p>次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 長谷川 泰道 委員 退席 農業委員 大竹 吉弘 委員 退席 農業委員 二瓶 正貴 委員 退席 農業委員 武田 久美子 委員 退席 (※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 中島 吉郁 委員 退席</p>
農業委員会事務局	<p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p> <p>4ページをお開きください。 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。 説明は以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。 まず、所有権移転について、高野班担当委員より説明願います。</p>
(農業委員4番) 春日部 一視 委員	<p>農業委員4番 春日部 一視より、所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月16日午後4時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(推進委員 14 番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>続きまして、利用権設定について、各担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番から 4 番について説明願います。</p> <p>推進委員 14 番 佐藤 恒男より、利用権設定の 1 番から 4 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番の案件につきましては農家に対する利用権設定で、2 番から 4 番の案件につきましては農認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 15 日午前 9 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 3 番) 渡部 義勝 委員</p>	<p>次に、高野班担当委員より 5 番から 11 番について説明願います。</p> <p>推進委員 3 番 渡部 義勝より、利用権設定の 5 番から 11 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきまして、5 番から 11 番は、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 16 日午後 4 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 3 番) 古川 正俊 委員</p>	<p>次に、神指班担当委員より 12 番から 17 番について説明願います。</p> <p>農業委員 3 番 古川 正俊より、利用権設定の 12 番から 17 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきまして、12 番から 17 番は、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 17 日午前 10 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員</p>	<p>次に、湊班担当委員より 18 番から 25 番について説明願います。</p> <p>農業委員 10 番 室野井 建一より、利用権設の 18 番から 25 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 18 番から 19 番の案件につきましては農家間での利用権設定で、20 番の案件につきましては、経営移譲年金受給継続のための利用権設定です。 21 番から 25 番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 15 日午後 3 時から地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 7 番) 庄司 遼 委員</p>	<p>次に、門田班担当委員より 26 番から 39 番について説明願います。</p> <p>農業委員 7 番 庄司 遼より、利用権設定の 26 番から 39 番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 26 番、36 番から 39 番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定で、27 番から 34 番の案件につきましては農家に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 13 日午後 1 時より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 6 番) 田代 新一 委員</p>	<p>次に、大戸班担当委員より 40 番から 46 番について説明願います。</p> <p>推進委員 6 番 田代 新一より、利用権設の 40 番から 46 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 40 番から 43 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定で、44 番から 46 番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2 月 14 日午前 8 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>

<p>(推進委員4番) 長谷川 幸栄 委員</p> <p>会 長</p>	<p>次に、川南班担当委員より47番から50番について説明願います。</p> <p>推進委員4番 長谷川 幸栄より、利用権設の47番から50番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 47番から49番の案件については認定農業者への利用権設定で、50番の案件につきましては農業者年金受給継続のための利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月16日午前9時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>(推進委員17番) 渡部 裕末 委員</p> <p>会 長</p>	<p>次に、館ノ内班担当委員より51番から52番について説明願います。</p> <p>推進委員17番 渡部 裕末より、利用権設定の51番から52番について、報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月17日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(推進委員1番) 梶内 徳仁 委員</p> <p>会 長</p>	<p>次に、八田班担当委員より53番から54番について説明願います。</p> <p>推進委員1番 梶内 徳仁より、利用権設の53番から54番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 53番から54番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月14日午前9時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>(推進委員5番) 山田 千代志 委員</p> <p>会 長</p>	<p>次に、日橋班担当委員より55番から66番について説明願います。</p> <p>推進委員5番 山田 千代志より、利用権設の55番から66番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 55番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定で、56番から66番につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月19日午前10時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>(推進委員10番) 高橋 一浩 委員</p> <p>会 長</p>	<p>最後に、堂島班担当委員より67番から71番について説明願います。</p> <p>推進委員10番 高橋 一浩より、利用権設の67番から71番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、2月17日午前11時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>(推進委員14番) 佐藤 恒男 委員</p> <p>会 長</p> <p>(推進委員16番) 高橋 一美 委員</p> <p>(推進委員14番) 佐藤 恒男 委員</p> <p>会 長 (農業委員5番)</p>	<p>各班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>利用権設定の50番については、借手が宮城県仙台市在住の方となっておりますが、農地の管理に支障はないのでしょうか。</p> <p>川南班担当委員。</p> <p>貸手と借手は親子であり、借手の方は宮城県仙台市在住ですが週末には実家に戻り、農作業を手伝うなどしており、農地の管理に問題はありません。</p> <p>了解しました。</p> <p>ほかにご質問等はございますか。</p>

<p>荒井 重隆 委員 会 長</p>	<p>利用権設定の44番と45番は、借手が公益財団法人福島県農業振興公社とされていますが、公社が農地を管理するのですか。</p>
<p>農業委員会事務局 (農業委員5番) 荒井 重隆 委員</p>	<p>事務局。 公社が借り受けた農地は転貸され、46番の方に貸付いたします。 分かりました。</p>
<p>(農業委員15番) 星 俊典 委員 会 長</p>	<p>利用権設定の12番と13番は、畑地の貸借となりますが、作付する品目は何でしょうか。 神指班担当委員。</p>
<p>(農業委員3番) 古川 正俊 委員</p>	<p>借手の方は現在花卉を生産しており、その規模の拡大を図るための利用権設定と聞いております。</p>
<p>(農業委員15番) 星 俊典 委員 会 長</p>	<p>了解しました。 ほかにご質問等はございますか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第7号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり) 満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第7号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定するものと決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>(※退席していた長谷川委員、大竹委員、二瓶委員、武田委員、中島委員が入室の上、着席)</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>次に、議案第8号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案書の10ページ及び本日お配りした「令和6年第2回総会議案に係る補足説明資料」をご覧ください。 議案第8号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付について であります。 はじめに「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」についてであります。 この証明は、農地の贈与税納税猶予の特例の適用を受けている方が、引き続き、納税猶予の特例の適用を受けるため、税務署へ納税猶予の継続届出を行う際、必要となる添付書類となります。 内容については、過去3年間において贈与税納税猶予の特例の適用を受けている農地を農地として管理してきたことを農業委員会が証明するものです。 また、「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」につきましても、農地の特定貸付を行っている方が、引き続き、贈与税納税猶予の特例の適用を受けるため、税務署へ納税猶予の継続届出を行う際、必要となる添付書類となります。 こちらも同様に、過去3年間において贈与税納税猶予の特例の適用を受けている農地が特定貸付され、農地として管理されてきたことを農業委員会が証明するものです。 これまで「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の運用につきましては、事務局において関連書類や現地確認の上、事務局長の専決処分として内部決裁後、証明書を交付してまいりましたが、国等の通知に基づき、本年から総会での審議の上、証明書を交付するように事務取扱いの見直しを行ったところです。説明は以上です。</p>
<p>(農業委員16番)</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、堂島班担当委員の調査報告を求めます。</p>

渡邊 直也 委員	<p>議案第8号の1番について、農業委員16番 渡邊 直也より、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。</p> <p>調査月日は、2月19日午後3時30分より、担当委員3名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>堂島班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りいたします。議案第8号 租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第8号については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理については、事務局より報告願います。</p>
農業委員会事務局	<p>報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出の1番から10番について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書記載のとおりです。</p> <p>1番から3番、5番から10番の案件につきましては相続により、4番の案件につきましては時効取得により権利を取得したものであります。届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から5番について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細は、議案書記載のとおりです。</p> <p>これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。報告は以上です。</p>
会 長	<p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時10分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年2月21日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員15番 星 俊典

農業委員16番 渡邊 直也